

## パンプキンカード 資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ

平素は、エネクスフリートの店舗を御利用頂きまして誠にありがとうございます。  
この度の機器の入替に伴い、販売しておりました「パンプキンカード」のご利用は平成27年2月26日  
をもちまして終了させて頂きます。つきましては「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき、  
以下の要領で払戻しをさせて頂きます。

### 1. 発行者の名称

エネクスフリート株式会社

### 2. 払戻し申出期間

平成27年2月27日から平成27年9月30日まで

※払戻し申出期間内に申出が無い場合には本払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

### 3. 申出方法及び払戻し方法

#### ①申出方法

店舗に備え付けのパンプキンカード返金依頼書に必要事項を記載しパンプキンカード原本とともに  
ご利用可能な店舗にご持参ください。

#### ②払戻し方法

有効な未使用残高を確認の上、現金にて払戻しさせて頂きます。

### 4. 払戻し対象

パンプキンカード 5券種

(金種：10,000円券／20,000円券／29,900円券の3金種)



### 5. お問い合わせ先

エネクスフリート株式会社

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号 SORA新大阪21ビル 17F (06) 6350 - 5520